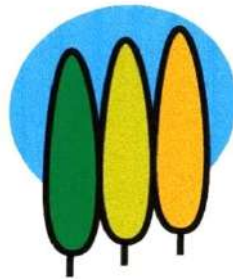


2025(令和7) 年度

事業計画書(案)



ぽぶらの樹

法人本部
特別養護老人ホーム
ショートステイ
デイサービスセンター
居宅介護支援事業所
生活困窮者相談支援事業



社会福祉法人 誠豊会

社会福祉法人 誠豊会 目的・原則

社会福祉法人誠豊会は、地域社会における高齢者の皆様の、日常生活支援・自立支援・家庭介護の軽減の目的をもって、専門職と地域住民との協力により地域福祉の構築を目指す。

○ 定款第一条(目的) ○

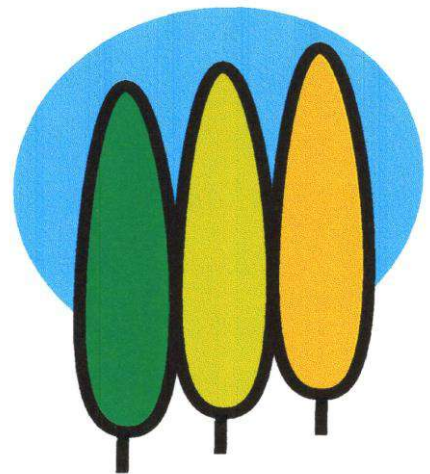
「この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、各事業を行う。」

○ 定款第三条(経営の原則) ○

「この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域社会の推進に努めるものとする。」

…シンボルマークの由来について

人は大自然の中で生きているが、一人では生きていけない。三本の矢になぞらえて三本のぽぶらの木を並べて、一人の不足を他の人が補う様に…。また人という字の如く人が人を支え合って生きていく姿を表したもの。空は大自然を表しています。



ぽぶらの樹

…ロゴタイプの由来について

いろいろな書体がある中で、丸ゴシック体は人の体にもよく似ている。人の体の先端は全て丸くなっていて、人の心も大人になる程丸くなる。また、現代感覚にマッチさせ、企業体としての安定感を図るためにと、やや平体を掛けております

2025(令和7)年度 社会福祉法人誠豊会事業計画

●基本理念

「あなたも生きる、わたしも生きる。」

社会福祉法人誠豊会は、より質の高い介護の提供と地域社会との共助を通じて、持続可能な福祉を目指します。



●基本方針

一つ、福祉サービスの提供と地域社会の共助を通じて、“何世代もの先々にわたり評価・信頼され選んでいただける法人としてあり続けること”を目指します。

一つ、社会の一員として未来を見据え、社会が抱える諸課題解決への対応に当法人の強みと潜在能力を活かして大局的な視点で多角的に取り組めます。

一つ、資産・時間・情報の「三つの資源」を効果的に利活用することを念頭に置き、時流の変化に柔軟に対応しながら健全で継続性のある経営を目指します。

一つ、柔軟な思考であろうとする努力を怠らず、常に考え、前に歩み続けることを誓います。

一つ、多様性を重視し、福祉に直接的に結びつかない考えを受け入れ、間接的かつ継続的な福祉への貢献に繋げる努力をします。

●倫理綱領

倫理の土台は、誠実で豊かな心により築かれる

わたしたちは、確固たる倫理観をもって、社会的責任と与えられた使命をはたさなければなりません。法人名「誠豊会」に込められた「誠実で、相手の立場や気持ちを慮る豊かな心」を価値観の基盤とし、ここに倫理綱領を定め、わたしたちの規範とします。

○ 人権の尊重

わたしたちは、全ての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重します。

○ 利用者本位の支援

わたしたちは、利用者一人ひとりの個性とプライバシーを尊重し、自己決定や自立に向けた支援を行います。

○ 法令遵守

わたしたちは、事業遂行に必要な関係法令を遵守し、公正かつ透明な運営を行います。

○ 社会の一員であることの責任

わたしたちは、社会の一員としての責任を深く認識し、福祉を通じて社会を支え、社会の持続的な成長に貢献します。

○ 信頼を損なう行動の禁止

わたしたちは、信頼を損なう行動を厳禁し、社会通念を重視した法人運営を実践します。

●行動規範

わたしたちは、理念体现のため、日々の事業活動における考え方や行動に共通認識を持たねばなりません。風土を共有するためここに行動規範を示し、わたしたちのあるべき姿とします。

人権と多様性の尊重

一人ひとりの人権を尊重し、性別、年齢、人種、皮膚の色、宗教、信条、社会的身分、障がい、性的指向などによる不当な差別や嫌がらせ、ハラスメントを行いません。助長したり許容したりしてはいけません。

健全な職場環境

公正な雇用及び待遇のもと、多様な人格・個性を相互に尊重し、常に相談・指摘し合える信頼関係を築いて、心身の健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保し、一人ひとりが自発性をもって行動できる風土の構築を通じて働きがいのある職場環境づくりに努めます。

個性・主体性の尊重

利用者の個性・主体性・可能性を尊重し、人格を否定し抑制するような言動や行動は慎み、安心と誇りを持って暮らせるよう、思いやりを持って誠実に接します。

自己選択・決定の尊重

支援者としての意識を持ち、利用者の心身状態を把握して適切に情報を提供し、自ら選択・決定した意思や希望を尊重して自立できるよう支援します。

プライバシーの保護

利用者の秘密保持、私物管理、私的空間及び時間の確保に配慮し、大切な個人情報を取り扱っているという意識を持ち、慎重かつ適切に管理・対応します。

法令順守の徹底

組織または役職員として、自らの行動に関して、関係法令及び社会規範の遵守を徹底し、公正な事業運営を社会秩序の維持に努めます。

法人内規程及び基本方針の遵守

方針が組織的、効率的に運営されるよう、法人内規程を正しく理解し、遵守せねばなりません。また、理念を体現するための具体的な法人の姿勢や考え方を示す基本方針の理解に努め、常に事業運営判断の根拠とします。

事業の透明性の確保

社会福祉法人は公共的性格を帯びた非営利法人であることから、法人に関する情報は、個人情報に属するものを除き、できる限り公表して説明責任を果たすとともに、様々な情報発信を積極的に努めて事業運営の透明性の確保に努めます。

地域社会への貢献

社会インフラの一翼を担うものとして存在できていることに感謝し、福祉を通じて地域社会とのコミュニケーションを深め、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

人類共通課題への貢献

環境破壊や人権侵害などの地球規模の重要課題に対して、多角的かつ継続的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

日常の基本態度

事業活動に際して接する誰に対しても、常に「誠実で、相手の立場や気持ちを慮る豊かな心」をもって対応します。また、役職員間にあっては、傾聴と共感の心を忘れることなく、常に相談・指摘し合える信頼関係を築きます。

社会的規範

社会常識、正義感を持ち、不正行為や反社会的行為を見逃すことなく、良識ある行動に努めます。また、社会的責任と使命を果たし得る組織として、経営に対する適切なチェック・牽制機能を持った「自ら改める組織づくり」に努めます。

○令和7年度

はじめに

日本における労働人口が減少し、あらゆる産業で人材不足が叫ばれるなか、福祉業界も慢性的な人材不足に陥っています。このため、今後の法人運営を担う人材の募集や育成の方法を考案し、実施することが課題となっています。また、職員がやりがいを持って仕事に取り組めるような「働き方改革」の推進も、質の高いサービスを提供し続けるために欠かせません。

令和7年度も、「生産性向上委員会」において、課題の提案・検討・実施と継続して行っていきます。

また、基本方針の一つに掲げる、“何世代もの先々にわたり評価・信頼され選んでいただける法人としてあり続ける“の実践するためには、開設から25年を経過して「建物設備等のインフラ整備」は大きな課題となっています。

令和5年度には、“ファンコイル系統空調設備入替”、6年度には、“電話交換設備・ナースコール設備更新”を実施し、7年度には、“エレベーター設備リニューアル工事(予定)”を進めることで、法人継続に向けた一歩を着実に踏み出しています。ただし、その一方で収益改善のための仕組みの構築と実施という課題については、依然として十分に進展していないため、より積極的な加算の取得や経費節減等により、経営の安定につながるよう取り組みを進めていきます。

令和7年度 役員等名簿 (令和7年4月1日現在)

評議員 (定員 7 名) (任期:令和3年6月28日～令和7年6月開催の定時評議員会終結の時まで)					
役 職	氏 名	現就任 年月日	年 齢 (4/1現在)	親族等特別 人の関係	役員の資格等
評議員	小 宮 山 泰 子	R3. 6. 28	58	無	地域の福祉関係者
評議員	根 岸 正 春	R3. 6. 28	71	無	地域の福祉関係者
評議員	奥 田 紀 子	R3. 6. 28	74	無	地域の福祉関係者
評議員	吉 敷 賢 一 郎	R3. 6. 28	55	無	地域の福祉関係者
評議員	松 尾 鉄 城	R3. 6. 28	76	無	学識経験者
評議員	早 川 俊 一	R3. 6. 28	73	無	地域の福祉関係者
評議員	北 島 美 津 男	R3. 6. 28	73	無	地域の福祉関係者

理 事 (定員 6 名) (任期:令和5年6月29日～令和7年6月開催の定時評議員会終結の時まで)					
役 職	氏 名	現就任 年月日	年 齢 (4/1現在)	親族等特別 人の関係	役員の資格等
理 事	沢 田 誠	R5. 6. 29	49	有	施設長
理 事	沢 田 長 吉	R5. 6. 29	73	有	前理事長
理 事	磯 部 郁 子	R5. 6. 29	80	無	地域の福祉関係者
理 事	大 川 和 子	R5. 6. 29	69	無	地域の福祉関係者
理 事	猪 口 幸 隆	R5. 6. 29	71	無	地域の福祉関係者
理 事	牧 厚 志	R5. 6. 29	76	無	学識経験者

監 事 (定員 2 名) (任期:令和5年6月29日～令和7年6月開催の定時評議員会終結の時まで)					
役 職	氏 名	現就任 年月日	年 齢 (4/1現在)	親族等特別 人の関係	役員の資格等
監 事	野 溝 守	R5. 6. 29	71	無	学識経験者 社会福祉法人代表者
監 事	坪 井 靖 子	R5. 6. 29	83	無	地域の福祉関係者

令和7年度 理事会・評議員会

*日程及び審議事項予定について

理 事 会(執行機関)	評議員選任・解任委員会
① 令和7年 6月上旬～中旬 1. 令和6年度 監事監査報告 2. 令和6年度 事業報告 3. 令和6年度 収支決算報告 4. 監事・理事候補者の選定 5. 評議員選任・解任委員会の招集 6. 評議員候補者の選定 7. その他	① 令和7年 6月上旬～中旬 *① 理事会後に開催 1. 評議員の選任
	評 議 員 会(議決機関)
② 令和7年 6月中旬～下旬 *① 評議員会後に開催 1. 理事長の選定	① 令和7年 6月中旬～下旬 1. 令和6年度 監事監査報告 2. 令和6年度 事業報告 3. 令和6年度 収支決算報告 4. 監事・理事候補者の選任 5. その他 *社会福祉法第45条の9第1項の定時評議員会
*この間(7月～11月)必要性に応じて開催する場合あり。	
② 令和7年11月下旬～12月初旬 1. 令和7年度 上半期事業報告 2. 令和7年度 上半期収支報告 3. 令和7年度 第1次補正予算 4. その他	
*この間(12月～3月)必要性に応じて開催する場合あり。	
③ 令和8年3月上旬～中旬 1. 令和7年度 ～2月事業報告 2. 令和7年度 ～1月収支報告 3. 令和7年度 第2次補正予算 4. 令和8年度 事業計画 5. 令和8年度 収支予算 6. その他	③ 令和8年3月中旬～下旬 7. 令和7年度 ～2月事業報告 8. 令和7年度 ～1月収支報告 9. 令和7年度 第2次補正予算 10. 令和8年度 事業計画 11. 令和8年度 収支予算 12. その他

令和7年度 監事監査

*日程及び監査事項予定について

令和6年度 決算監査	令和7年5月下旬～6月上旬
令和7年度 財産状況等の随時監査	令和7年度内随時

令和7年度 各事業所の“収支予算計画数値”

◎ここで示す計画数値は、あくまでも“当初収支予算計画”上のものであり、各事業とも運営規程にさだめる事業規模(定員・人員・設備)が最大限に活用されるよう努力しなければならない。

□ 特別養護老人ホーム

(定員 74名)

介護給付

	R7年度	実 績	
		R6年度(～2月迄)	R5年度
入居率 / 率	95.9%	92.5%	94.5%
入居者数 / 日	71.0 名	67.8 名	69.9 名
*23年度より…20床増床(従来型個室 8床・多床室 12床) ⇨ 4床(多床室)ショートステイより転換			

□ ショートステイ

(定員 6名)

介護給付

予防給付

	R7年度	実 績	
		R6年度(～2月迄)	R5年度
利用率 / 年	83.3%	83.3%	88.3%
利用者数 / 日	5.0 名	5.1 名	5.3 名
介護給付 / 日	5.0 名	5.1 名	5.3 名
予防給付 / 日	0.0 名	0.0 名	0.0 名
*23年度より…20床増床(従来型個室 8床・多床室 12床) ⇨ 4床(多床室)ショートステイより転換			

□ デイサービスセンター

(定員 35名:月～金、20名:土)

介護給付

総合事業

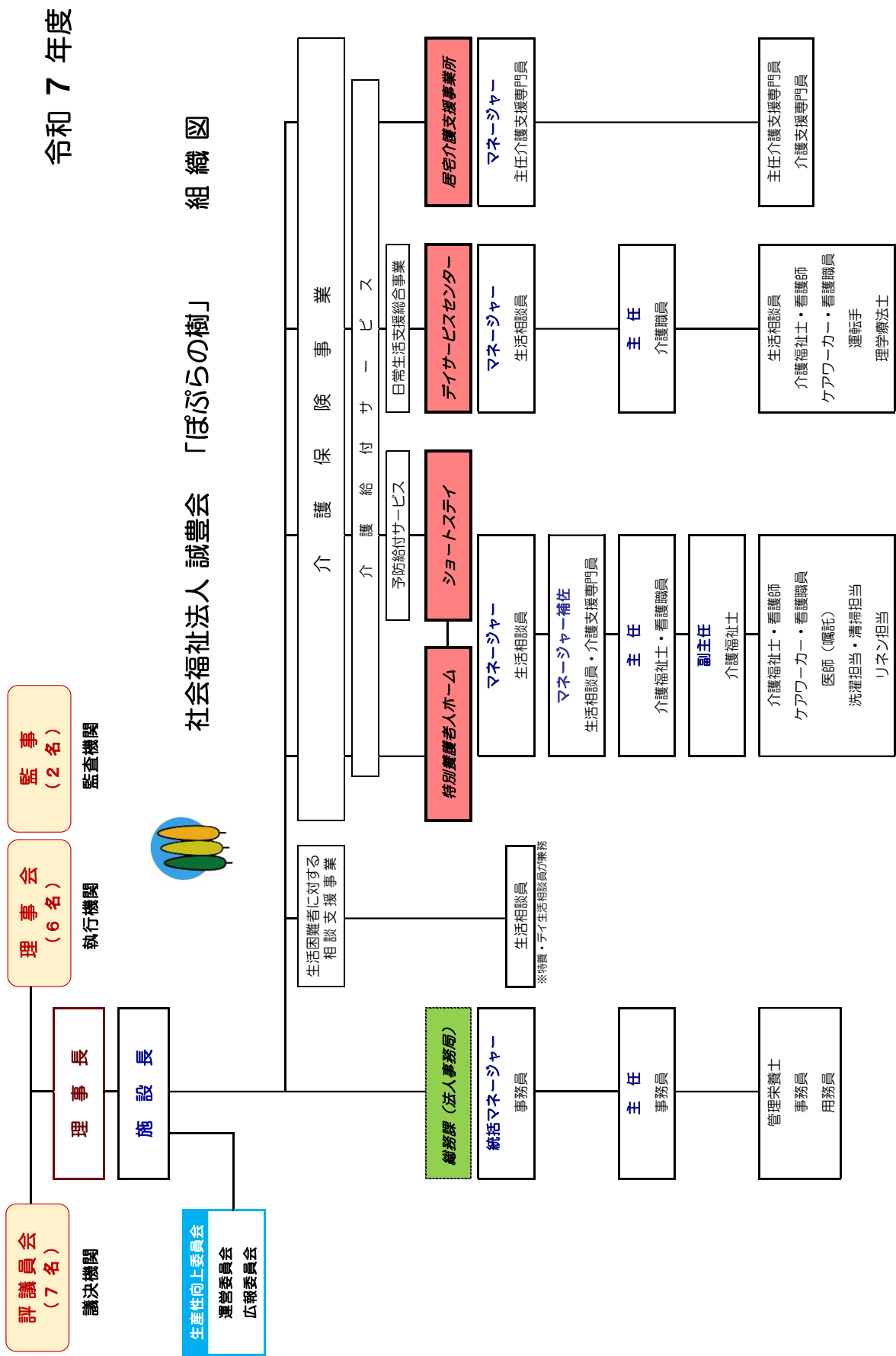
	R7年度	実 績	
		R6年度(～2月迄)	R5年度
利用者数 / 日	17.0 名	17.8 名	20.6 名
介護給付 / 日	15.9 名	16.7 名	19.0 名
総合事業 / 日	1.1 名	1.1 名	1.6 名
*通常規模型(実質定員:29.06名/日) *R7年度=310営業日(1/1～3休み)			

□ 居宅介護支援事業所

介護給付

予防給付

	R7年度	実 績	
		R6年度(～2月迄)	R5年度
居宅介護サービス計画 / 月	142 件	142.6 件	124.0 件
介護129.5 ⇨ 予防 3.5 *上記の他、要介護認定調査業務委託 7件/月			



総務課

事業継続を掲げる法人理念・基本方針を体現するため、法人を挙げて日々山積する問題改善にあたる中で、日常より全事業所に関わり法人全体を大局的な視点で見渡せる位置で業務に従事する総務課として、定型業務のほか事業継続に資する課題に率先して取り組み、以下の役割を担うものとします。

1. 山積する課題の現状把握・問題提起
2. 課題解決を図る上での検討材料(選択肢や方法論)の収集・検証、提案・発信
3. 具現化する段階では実践・支援

また、今年度も継続して下記の取り組みに重きを置くこととします。

- ・デイサービスセンターの運営支援
- ・IT インフラ環境整備
- ・建物設備大規模修繕整備
- ・広報活動
- ・SDGs活動
- ・地域貢献活動

特別養護老人ホーム・ショートステイ

令和7年度計画数値： 76名/日(特養71、ショート5)

令和7年度は、成し遂げられていない年度計画の目標数値達成と施設負担していた日用品の徴収を実施する。それに伴い、入居者様・ご家族様へのサービス還元を実施していく。昨年度と同じ目標となるが、それを形にする年にする。

年度や時期により入居者様の状態が違い、ベットコントロールの難しさがある中、どのように空床の時間を減らし、ベットを活用していけるかを先見の目をもって状況を共有していく。

入居者様に対しては生活環境・生活の質などを見つめ直し、限られたスペースのなかで住みやすく、刺激ある生活を提供できるようにしたい。介護サービス提供に関しては、例年とおりに法令遵守し支援していく。

その他、取り組み等は以下に記す。

【相談室が行うこと】

1. 法人・施設の方針を現場職員へ伝え、浸透させていくこと
2. 常に黒字で利益を出し、施設存続を意識していくこと
3. ベットの空床時間を短くし、常に次の入居者様の準備をしていくこと
4. 相談員3人が常に状況を共有し、やるべき事項を確認し遂行すること
5. 入居者様利用者様の生活を守り、ご家族様との連携をしっかりと行うこと
6. 現場職員の理解を得るため、主任(介護・看護)・副主任(介護)と連絡を密に取り、情報共有すること
7. 現場職員の意見も聞き入れられる環境作りをしていくこと
8. 職員間で考え行動できる人材を増やし、向上できる体制作りをしていくこと
9. 入居者様利用者様・ご家族様のご意向を確認し、介護支援専門員と連携していくこと
10. 営業ツールを考え実施すること
11. 法人内の居宅介護支援事業所及びデイサービスセンターとも情報共有し空床利用の働きかけを行っていくこと

【特養職員が行うこと】

1. 法人・施設の方針を理解すること
2. 日常的に業務改善の視点を持ち、見直しを行うこと
3. 職員間で考え、検討し合い、発信できる環境作りをすること
4. 2階3階とのフロア間の垣根を外し、全職員で全入居者様利用者様を支援できるよう、全ての業務を行えるようにすること
5. 入居者様利用者様の生活を守り、ご家族様との関係作りをしっかりと行うこと。入居者様利用者様・ご家族様のご意向に沿った支援を行うこと
6. 入居者様利用者様・ご家族様の生活環境・サービス還元を考えること
7. 働きやすい環境を自分たちで確立していくこと

□その他の取り組み

- ・サービス提供に相応しい環境整備(ハード面の見直し、必要物品の購入)
- ・日用品の料金徴収及び物品管理
- ・入居申請者の確保、入居申請者を増やすための検討(Webの活用)
- ・面会、刺激に関して入居者様利用者様・ご家族様への還元を検討する
- ・職員配置の見直し
- ・外部研修への参加(職員の質の向上)
- ・各自貸与のモバイル端末(LINE WORKS など)、インカムの活用
- ・入居者様利用者様の支援(対応)に関しては、現場職員の意見を尊重し現場職員が主となり支援していく。相談員・介護支援専門員は、その調整と軌道修正、ご家族様との連携を図る
- ・感染症対策への取り組み

デイサービスセンター

令和7年度計画数値： 17.0人/日（介護給付15.9＋総合事業1.1）

令和7年度は、大きな改革の年とし、今後のデイサービスセンターぽぷらの樹の礎となるよう運営する。業務効率化を図るため、無駄な業務を削減・無駄なモノを処分・業務のやり方を標準化・ICT ツールの活用などの検討・実践していくことで現場の生産性を上げていきます。

これにより、利用者に対するケアの時間を増やすことにつなげ、職員の働きやすさ・満足度の向上となり持続可能で質の高いサービスを提供できる体制を目指していく。

【生活相談員】

1. 利用者様情報・状況の共有、対応の連携をフロアー職員と行う
2. 利用者様の状況・状態の変化に気づき、速やかにご家族様・介護支援専門員へ伝達し信頼を得る
3. 他事業所の信頼を得る努力を行い、新規利用者様の獲得に繋がる営業活動を行う
4. 相談員業務の見直し・効率化(内容・時間帯・場所等)を図る
5. Web サイト、SNS、デイだより等を活用した情報発信を行う

【フロアー】

1. 常勤職員が中心となり、フロアー業務の見直し・効率化(個人に依存しない・持続的に可能な)を図る
2. 外部研修への参加や施設内研修の実施(職員の質の向上)、
3. 改善課題(利用者対応・フロアー業務・事故・ヒヤリハット等)に前向きに取り組める環境作りを行う
4. デイサービスセンターに係る全ての人の「居心地の良い場所」となるよう努める
5. Web サイト、SNS、デイだより等を活用した情報発信を行う

【サービス】

1. 感染症対策を継続しつつ、安心・安全を基盤とした場所やサービスの提供を行う
2. 利用者様の個別性を尊重し、できる範囲(送迎・入浴・食事・排泄等)で個別対応の実施
3. ボランティア(慰問団体・個人)、地域の学校行事、自治会などの行事の受入れ拡大

居宅介護支援事業所

令和7年度計画数値： 居宅介護サービス計画作成 142件/月

〔内訳〕 常勤兼任(管理者) 34件 常勤専任2名 各37件

常勤専任1名 34件

要介護認定調査受託数 4件/月(川越市 4)

令和6年度は、新任職員が30件以上の利用者を担当できるようになり、7年度も職員体制を維持し、各ケアマネの担当件数を維持する。また、特定事業所加算Ⅱの算定及び ICT 機器の利用による業務効率化(事務処理の軽減)を行い、業務の軽減を図っていく。その結果、今年度は居宅単独で黒字となるよう運営を行っていく。

□居宅介護サービス計画の作成

要介護者当の依頼を受けて、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、居宅介護サービス計画(ケアプラン)を作成していく。地域包括支援センター、関わる地域・機関からの相談にできるだけ対応・協力していく。また、1つのケースで困ったことが起きた際には、担当一人で対応せず、相談できる体制を整える。

1. 特定事業所加算算定の要件を満たす

- ・24時間連絡体制を継続し必要時に利用者等の相談に応じる
- ・サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を週1回以上開催
- ・各ケアマネに状況に応じた計画的な研修の実施
- ・地域包括支援センターから紹介された困難事例に対応する。地域包括、民生委員、地域の事業所との連携を図りながら居宅内でも情報を共有し、必要に応じて複数名での関りを行う
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加する
- ・運営基準減算、特定事業所集中減算の適用を受けない
- ・ケアマネジメント実務研修における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力、または協力体制を維持していく
- ・必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅介護サービス計画を作成する

□要介護認定調査受託

介護支援専門員4名で調査対応する。居宅介護サービス計画作成を行うことを優先し、市外の調査は適宜対応とする。

□その他

- ・オレンジカフェの開催(月1回第3火曜日)
- ・事業所環境、施設環境、施設の庭園の美化に取り組む
- ・水害、地震等の災害に対する計画(BCP 計画)に従い、災害が発生した場合でも事業継続を準備する